

# 安城市特定任期付職員（弁護士） 採用選考実施要項

## 1 採用予定人数、応募資格等

職種	人数	応募資格	備考
		免許・資格等	
弁護士	1人	弁護士資格を有し（弁護士名簿への登録を要する。）、弁護士としての実務経験が本選考への申込日時点で3年以上ある人	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定に基づく任期を定めた採用です。</li><li>・採用日は令和7年4月1日から令和7年10月1日までの範囲内で相談に応じて決定します。</li><li>・任期は採用日から3年とし、勤務成績に応じて5年を超えない範囲で更新する場合があります。</li></ul>

※地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は、応募できません。

## 2 業務内容

- （1）職員からの業務上の法務相談に関する業務
- （2）情報公開・個人情報保護に関する業務
- （3）審査請求に関する業務
- （4）固定資産評価審査委員会・公平委員会の事務局業務
- （5）訴訟に関する業務
- （6）不当要求に関する業務
- （7）職員の法務能力及び法的思考力を向上させるための研修の実施
- （8）その他、弁護士としての知識と経験が生かされる業務

## 3 選考方法

### （1）書類審査

申込受付日から2週間以内に結果をメールで通知します。期日を過ぎてもメールが届かない場合は、下記の間合せ先にご連絡ください。

### （2）面接

業務に関する適性や能力について、面接を実施します。日時については相談に応じて別途調整します。

#### 4 申込方法等

<p>申込方法</p>	<p>自治体求人サイト（パブリックコネクト）から申込みを受付けしています。申込みの際は、はじめに下記のURLから会員登録を行ってください。  <b>※既にパブリックコネクト会員登録済の方は、手順②から進めてください。</b></p> <p><u>パブリックコネクト会員登録</u>          URL：<a href="https://public-connect.jp/user/register">https://public-connect.jp/user/register</a></p>  <p>①会員登録          パブリックコネクトのマイページ画面で、「プロフィール編集」へ進み、基本情報、自己PR、資格・語学力、職歴・学歴の登録をしてください。</p> <p><b>【注意】</b> 資格入力欄には、取得見込みの資格も入力してください。その際、資格名の後に『（〇年〇月取得見込み）』と付け加えてください。</p> <p>②申込（エントリー）          パブリックコネクトのサイトにある「求人を探す」から“安城市”を検索し、安城市の求人を表示するか、下記URLから安城市ページの求人情報を確認し、「希望職種」にエントリーしてください。</p> <p><u>パブリックコネクト（安城市・求人）</u>          URL：<a href="https://public-connect.jp/employer/22075">https://public-connect.jp/employer/22075</a></p>  <p><b>【申込みにあたっての留意事項】</b>          パブリックコネクトのサイトからは24時間いつでもエントリー情報の入力が可能です。システム上の重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、急遽システムの運用停止、休止、中断が行われる場合があります。  <b>余裕を持って申込期間内に②までの作業をすべて完了してください。</b></p>
<p>申込期間</p>	<p>令和7年1月10日（金）から同年7月11日（金）まで  <b>※申込みがあった順に随時選考を実施するため、応募の状況により予告なく終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。</b></p>

#### 5 勤務条件

<p>給与</p>	<p>基本給</p>	<p>月額603,680円（地域手当を含む。）</p>
	<p>諸手当</p>	<p>通勤手当、期末手当、退職手当等が支給されます。  <b>※住居手当、扶養手当、時間外勤務手当は支給されません。</b></p>
	<p>年収</p>	<p>約930万円（退職手当を除く。）</p>
<p>勤務場所</p>	<p>安城市役所</p>	
<p>勤務時間</p>	<p>原則として午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩60分）。</p>	
<p>出勤日</p>	<p>原則として月曜日から金曜日まで（週5日勤務）。</p>	
<p>休暇</p>	<p>年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇等があります。</p>	
<p>服務</p>	<p>任期中は、営利企業等への従事が制限されるなど、地方公務員法の服務に関する規定が適用されるため、原則として弁護士業務に従事することはできません。</p>	

※令和6年4月1日現在のものであり、条例の改正により変更となる場合があります。

※「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、安城市では、外国籍の職員は、「公権力の行使に当たる業務」に就くことができません。

※弁護士登録料や弁護士会費等は自己負担となります。

<問合せ先> 安城市企画部人事課人事係

電話：0566-71-2203（直通）／メール：[jinji@city.anjo.lg.jp](mailto:jinji@city.anjo.lg.jp)